慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ベラン マンス考
Sub Title	Ch.-E. Perrin, 'Le manse dans la région parisienne, au début du IXe siècle.' Annales d'histoire sociale, 1945, II
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1964
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.57, No.5 (1964. 5) ,p.427(65)- 431(69)
JaLC DOI	10.14991/001.19640501-0065
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19640501-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(31) Heady, E.O., "Production Function from a Random Sample of Farms", Jour. Farm Econ. Vol. 38, Nov., 1946. pp. 989-1004.
(32) Heady, E.O. and Toit, S.D., "Marginal Resource Productivity for Agriculture in Selected Areas of South Africa and the United States," The Journal of Political Economy, Vol. 62, No. 6, Dec., 1954.
(33) Heady, E.O. and Shaw, R., "Resorce Returns and Productivity Coefficients in Selected Farming Area," Jour. Farm Econ., Vol. 36, No. 2. May, 1954.
(34) Heady, E.O. and Dillon, J.L., "Agricultural Production Function," Iowa States University Press, 1961.
(35) Johnson, G., "Contribution of Price Policy to the Income and Resource Problems in Agriculture," Jour. Farm Econ. Vol. 29. Nov., 1944, pp. 631-653.
(36) Heady, E. O., "Economics of Agricultural Production and Resource Use," 1952.
(37) Chenery, H.B., "Engineering Production Functions," Q.J.E. Vol. 63, No. 1, 1949.
(38) Jones, J.O., "The Productivity of Major Factors in British Farming," The Farm Economist, Vol. 8, No. 4-5, 1955-56. (三沢嶽郎編訳「イギリス農業の生産性」『のびゆく農業』二五号、昭和三二年。)
(39) Hjelm, L., "Aufwand-Ertrags Beziehungen in der Milchwirtschaft." Bericht Über Landwirtschaft, Band 32, Heft 1, 1954.
(40) 沢田収二郎、北園正伸「農業機械化の経済効果に関する若干の計測『農業経済研究』二八巻、二号、pp. 65-77.
(41) 沢田収二郎「農業機械化の雇用への影響」『農村人口問題研究第四集』昭和三一年。
(42) 鳥居泰彦「我が国農業における生産函数の計測」『三田学会雑誌』昭和三九年、四月号。

書評

ペラン『マンス考』

渡辺國廣

【序】 マンスという語にしばしば出会わす。耕作者が封建支配の下で自立の生活を続けている場、一言でこれがマンスであった。マンスの所有者は同時にその耕作者で、これにより彼は領主のための諸負担に応じなければならなかった。その限り彼は封建社会の内部において身分上の保証を得た。マンスは封建支配の基礎を形成していた。しかしマンスについてはいまだによく知られていない点が多い。むしろ曖昧なことばかりである。本稿はその解明に必要な素材を提供しようとするものであった。直接の対象はパリに近い四つの村、エピネ、パレソ、ティエ、ベルリエールの諸村である。これらはすべてサン・ゲルマン・デ・プレ修道院に属した。九世紀早々に修院長のイルミノンは領内の土地台帳を作成、十九世紀にはこれを基礎に二つの史料集が刊行された。本稿ではこの史料集が直接の手がかりである。マンスとは何か。これはそのための絶好な解答書となっている。以下においては紹介をかね、マンスをめぐる問題点若干を指摘してみたい。マンスは封建負担を受止める場であった。かかるためマンスはいかなる内容を与えられることになったか。そうした発想から最近はマンスを扱う論作が目立つ。封建支配の研究において下部組織そのものを具体的に問題とする立場で、本稿もその一つであった。

【マンスの形成】 中世を通じすべて土地は領主の支配を受けた。土地はかかるものとして二つの部分からなった。一は彼自身の管理する財産で、マンス・インドミニカトゥスと呼ばれた。直営地である。二は領主が他に耕作を委託した土地であった。この部分は村で生活する者の間で分割された。ただし家族の最低生活維持に必要な規模を限度とした。従って地方によりその規模は違う。驚くほど不整一であった。いわゆる持分地の形成である。これがマンスであった。領主権力が滲透する過程で村の生活者はマンスの所有者に再編され、彼はここに農民として封建支配を末端において支えることになった。パリの周辺でマンスは七世紀から散見され、九世紀にはいり本格的な普及をみた。かかる事態は実に直営地をマンスとして解放することのなかで起った。従来は領主財産で直営地が大きな部分を占めていた。従ってこれは支配体制の大幅な転換を意味したのであった。

マンスは耕地のほか、住居、仕事場、菜園を含んだ。しばしば草地、葡萄畠が付属する。しかし小規模であった。またマンスには領内の土地についての利用権が付随した。マンスに二種あった。一はその耕作者が自由の出自の場合、他は奴隷の出身者の場合である。一般に前者に多く出会わす。マンスに及ぶ負担は違う。しかし同種

のマンスで同一の負担が原則であった。顕著な相違点は後者において腕の奉仕が強制されたことにある。この種の負担は一週三日にわたり、かなり苦痛に感じられていた。ただしその他の点では前者よりも軽微におさえられ、負担の均衡がはかられていた。自由のマンスの場合、軍事義務に特徴があった。マンスが耕作者に生活を保証するという時、こうした犠牲をすべて皆済した上でのことである。マンスは領主の財政的目的に利用されていたのであった。実際に家族の生活のため投入される部分、領主のための負担に振向けられる部分、マンスはこれら二つの部分を耕作者にもたらす規模の財産でなければならない。かかるため必要な規模は通例この段階で一〇ヘクタールから一二ヘクタールといわれた。解放奴隷のマンスの場合はそれをわずかに下廻った。一般にマンスは同一の負担に対するということで同一規模を持つことになったのであった。サン・ゲルマン・デ・プレ修院の所領でいえば、自由の出自のマンスの場合、その平均規模は一一ヘクタール、しばしば一三ヘクタールともいわれた。奴隷の出身者のマンスの場合は七ヘクタールであった。従ってやや下廻ることは明白である。しかし解放奴隷のマンスはパリの周辺でかなりまれな例に属した。ティェ村では自由のマンスが六三、これに対し解放奴隷の持つマンス一四。しかしこれは例外的な場合であった。ベルリエール村では自由八一、これに対し奴隷が二である。九世紀にはいれば、奴隷の出自の者が自由の出自の者のマンスの経営に従う場合もあった。またその逆の場合も起り得た。しばしばである。今や耕作者の身分がそのままマンスの格づけとなるという事態は解消してしまった。マンスは九世紀に本格的な普及を示す。しかしその時すでにマンス制度に重大な混乱が起っていたのであった。この段階で解放奴隷が持つマンスは依然として例外に属した。彼は家内奴隷の出である。領主財産のなかで直営地が大きな割合を占めていたのであった。従ってマンスは夫役の給源にほかならない。早くも領主財産の解体が起りつつあった。しかし古典型が根強く存続する。本稿はパリ周辺についてこの点を強調するのであった。

当初領主の財産で直営地が大きな部分を占めていた。四分の一から二分の一という。これに対しマンスの全体が占める割合はかなり小さかった。直営地が広大な部分を占めていた段階でマンス所有者が果すべき義務のうち最大のものは直営地での夫役であった。週に三日かそれ以上が要求された。夫役は直営地の耕作で必要な労働力の根幹を形成していた。従ってこの段階でマンスはもっぱら直営地の耕作のための労働給源とみなされるほかない。パリ周辺ではこの体制が根強く続くのであった。しかし一方でマンスは解体し、もはや生活の場として完全な意味を持たなくなった。マンスの分解は夫役の調達を不可能にした。こうした状況の下で従来の体制を続けようと思えば、マンスを造出する以外にない。このため開墾が進められた。またマンスの外側に放置されていた地片をもってマンスを造出するという努力が続けられた。これら小片をホーティセと呼んだ。結局のところ直営地の耕作に必要な夫役の給源にたるだけのマンスを造出することができなかった。直営地の維持は重大な危機に直面した。こうしたなかで領主は直営地すらマンスとして放出することをよぎなくされた。新しいマンスの出現である。ここにマンス制度を複雑にした第一の原因があった。領主は家内奴隷を解放し、そこに耕作者として嵌込んだ。九世紀にマンスが本格的な普及を示したという時、実にかかる事態の反映であった。領主が直営地を解体し、その瞬間にもはやマンス所有者は夫役を要求されない。事実夫役は一年を通じ四日ないし五日に減少した。最大の場合で年間十日であった。夫役の激減は明白である。領主は直営地を解体し、決してこれを拡大しようとしなかった。領主は開墾を進めた。しかしそれを直営地に組込もうとしない。むしろ逆にマンスとして放出した。問題は農村をできるだけ多くの家族の生活の場として再編することにあった。そして領主はこれらマンスの所有者にサンスの収奪者として対した。サンスには複雑な封建的負担が付随する。かつて領主は夫役の徴収者としてマンスに望んだ。彼は直営地を経営する企業主であり、かかるものとしてマンスに対したのであった。体制転換である。しかしパリ周辺でその展開はおくれた。この点はすでに述べたところであった。

【マンスの崩壊】 耕作者の一家族が一つのマンスを経営した。これが原則である。しばしば一つのマンスに数家族が生活していた。通例は二家族、しばしば三家族といわれた。マンス制度は混乱を深めていった。今やマンスで原型を保持する場合はまれになった。エピネ村ではマンスの三分の二が一つの家族という原則を残していた。またパレソ村について、半数が一家族であった。しかしこれは例外的な場合である。原則は急速に後退していった。一つの家族が一つのマンスを生活の本格的な場とすることは多くみられなくなって来ている。マンスで半数は二つの家族のための共同の生活の場であった。後にはマンスの三分の一において三家族ということになっていった。マンスは限度以上の人口をかかえるにいたったのである。マンスはもはや生活の本格的な場として不完全なものであった。一家族に一マンスの原則は崩壊し、ここにマンスを持つことの意味は減退していった。かくてマンスを手放す者が続出した。こうしたなかでマンスをいくつか集積する者が現われるにいたった。しばしばマンスに付属する土地全部を手放し、住居のみ残す者も出た。しかしこれはまれな場合である。マンスの土地の一部を手放す人々がより一般的であった。かかる事実は九世紀の後半にかなりみられた。こうした過程を通じ持分が四分の一マンス、二分の一マンスという如き場合も起った。また自分の本来のマンスのほか、二分の一マンスを持つ者も現われた。マンスの所有者の間で不平等が増大していったのであった。今やマンスは家族経営の単位というその本来の意義を喪失することになったのである。しかし単にそれだけがマンス所有者の間に不平等を拡大する原因ではない。開墾もまたマンス所有の不平等を促進した。しかしパリ周辺において開墾による影響は少なかった。開墾でマンス所有に不平等が拡大したとはいえない。もっぱらマンス移転のなかに所有の不平等が醸成されたのであった。本稿ではかくみた。マンスは徴税単位である。しかし耕作者に独立の生活を保証した限りマンスは徴税単位として安全に機能し

得たのであった。マンスの分解のなかでその可能性は減じた。かくて領主財政は危険に追込まれることになった。当然ここに領主はマンスの移譲を禁止するという強い態度に出た。八六四年のことであった。しかし現実にマンスの解体は続いた。二分の一マンスを持つという場合にもっとも多く出会わす。ここで二分の一という場合、言葉の厳密な意味のそれではなく、むしろ二分の一を下廻っていた。四分の一、四分の三という場合も同様である。これらマンスの所有者に領主はいかに対したか。二分の一マンスでは負担を半分に減じた。ベルリエール村の場合、厳密に半減した。従って負担は重くついた。またマンスを集積した者に対してはどうか。一般にその場合、領主は負担を大幅に軽減することを納得させられてしまった。負担は集積の規模に比例しない。多くのマンスが少数者の手に集中し、その過程で領主支配の弱体化は避けられなかったのであった。マンスの解体により領主は体制変更を迫られるにいたった。直営地のマンス化である。これは家内奴隷の解放に通じた。しかしパリの周辺でかかる過程が急速に展開したとはいえない。直営地は領主財産のなかで大きな意味を持ち続けていたのであった。本稿ではこの点を強調する。

耕作者はもともと同時にその土地の所有者であった。しかし彼は土地に対する自己の権利を維持するため国家の保護を必要とした。国家が解体して後は領主がその責に任じた。この保護に報いるべく彼は領主に対し何らか負担に応じなければならなかった。最初は夫役をもってした。しかし後にはサンス負担者として対した。にもかかわらず彼は自分の土地で自立を誇っていた。土地を所有することが彼にとっては生活の保証であった。マンスである。一定の内容を持った財産であった。夫役の提供といいサンスの負担といい、すべてマンスに対する権利を確実にするための手段にほかならない。しかしかかる体制は崩壊をよぎなくされた。崩壊は他所者による土地の収奪という形で起った。十六世紀以降この過程の進行が目立つ。都市で裁判職にある者が他所者の中核を形成していた。土地が彼の手に渡った時、単に自己の高い出自を示すための手段ではない。同時にそれは彼にとり盛んな収益をもたらす場でなければならなかった。彼は変動の多い経済のなかで俸給に依存する生活がいかに危険であったかに気づき、土地からの収入で生活の安泰を期そうとしたのであった。彼は都市の生活者として土地で貨幣を求めた。しかし直接経営はできない。彼の関心は依然として役職であった。従って土地についてその監督のため多大の労を投入することには我慢できない。当時フランスでは土地の管理に必要な人材を見出すことが困難であり、直接経営は不可能視されていた。他に土地を必要とする者が数多くいたことのなかで土地は急速に小作関係に組込まれていった。所有と経営の決定的な分離である。ブルジョワジーはマンス制度の混乱のなかでよくこのことを達成できた。しかし彼が土地に向った時、貨幣に対する必要がどれほど高かったことか。従って小作地で貨幣の収取を能率的にすることは重要であった。しかし収取を持続化することはもっと望まれた。このため小作地は賃借者の本格的な生活の場として構築されることになった。賃貸料を召上げたあとで耕作者の自立をその土地によって保証しようというのである。土地を小作関係に組込み、そのことで貨幣を安全かつ確実に収取するという目的はここに達成された。かかる小作地をフェルムと呼んだ。小作関係、これも支配関係にほかならない。その下で耕作者に自立の生活が保証される。従ってフェルムはマンスに通じた。マンスの解体は明白である。今やブルジョワジーはそれをフェルムとして再生することになったのであった。領主は経済的基盤を喪失した。ブルジョワジーはこの機に乗じ一気にその地位を奪った。フェルム所有者としての立場を強化するためにもこれは必要であった。新領主制の形成である。

【結】マンスの分裂が起り、その間に耕作者の一部はマンスの集積を続けた。この過程で彼は領主負担を軽減することに成功した。領主財政の危機であり、それがまた領主支配の変容する契機ともなった。本稿ではこの時期を九世紀早々に求める。マンスの本格的普及のなかに領主がその支配を確立し、その時早くも崩壊の過程が始まっていたというのであった。この原因を本稿では人口圧にみる。その点ブロック説と違う。マンス所有にみられる不平等をブロックは有力な家族の存在から説明しようとした。傑出した家族があり、そうしたなかで所有の不平等は最初から避けられなかったというのである。しかし本稿では独立自営の耕作者が想定されたのであった。人口圧、いってみればそれは繁栄の所産にほかならない。今や不平等は経済発展の避けられない帰結であった。繁栄のなかに貧困が準備される。独立の生活に必要なマンスを持たない人々の発生、それが領主収入の減退を導くことは明白であった。問題はこれらの人々をマンス所有者に引戻すことである。事実そのための努力が続く。しかし効果はうすかった。領主制は危機に見舞われ、急速な体質改善を迫られることになったのであった。しかしパリ周辺でこの過程が円滑に進行したとは思えない。本稿ではそう結論し、教会領における古典型の根強い存続を強調するのであった。依然マンスは夫役の給源として古典型存続のための基礎を構成することになった。今日フランスは家族農場の存在をもって特徴とする。その維持存続が政治の目標とさえ考えられるほどであった。所有財産を一家族で耕作するのである。もとよりそれは歴史に深く根を下した伝統であった。しかし時代の推移のなかでそれは形を変えて現われた。マンヌはいわば原初形態である。新領主制の下ではフェルムの形をとった。後進地域でそれはメテリとして現象した。革命は割地農民の創出のなかにかかる理想の具体化をめざした。大革命を農民革命という理由である。フランス農政はマンスに始まり、その伝統の維持ということを軸に展開して来たといっても過言ではなかったのであった。原題は Ch.-E. Perrin, 'Le manse dans la région parisienne, au début du IXe siècle,' Annales d'histoire sociale, 1945, II, p. 39-52. に所収。